

## 懲戒処分以外の処分の実施状況

(過去分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
4. 6. 22	口頭訓告	県立学校 校 長	令和4年4月、速度違反取締中の警察署員に、速度超過で検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、4. 6. 22 減給10分の1 1ヶ月)
4. 7. 20	文書訓告	公立小学校 校 長	令和4年4月、自転車を窃取し、乗って帰ろうとしたことで処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、4. 7. 20 停職1ヶ月)
4. 8. 30	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和4年6月、生徒1名に対して授業態度を指導した際、髪をつかんで引っ張る、ノートで頬を叩くといった体罰を行った。
4. 9. 1	口頭訓告	県立学校 事務長	令和3年4月から4年5月までの14月間の通勤手当のうち、高速道路利用相当額を不正に受給したことにに関して、支給要件の確認を怠っていた認定権者としての責任。(教頭は、4. 9. 1 停職)
4. 11. 21	文書訓告	公立小学校 校 長	令和4年6月、ATMの出金口に残されていた現金16,000円を窃取したとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、4. 11. 21 停職6ヶ月)
5. 3. 30	口頭訓告	県立学校 教 諭	扶養親族である妻の所得について認識が不十分であったため、令和2年3月から令和5年2月までの間、扶養手当等を不適正に受給した。
5. 3. 30	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和3年12月から令和4年10月までの間、運動部活動の活動中に、部員6人に対して、胸辺りにボールを投げて当てるなどの不適切な指導を行った。
5. 7. 18	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年4月、速度違反取締中の警察署員に速度超過で検挙されたとして処分を受けた主幹教諭に対する監督責任。(主幹教諭は、5. 7. 18 減給10分の1 1ヶ月)
5. 9. 11	口頭訓告	県立学校 講 師	令和5年7月、運動部活動の活動中に、部員1人に対して、左肩甲骨付近を叩くなどの不適切な指導を行った。
5. 9. 26	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年1月、自家用車のハンドル操作を誤って対向車に衝突し、相手方2名にそれぞれ全治3ヶ月の重傷を負わせたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、5. 9. 26 減給10分の1 1ヶ月)
5. 11. 13	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和5年7月、自家用車を運転し、松山市内の交差点で信号待ちの停車をした後、青信号で発進したところ、停止していた前方車両後部に追突し、運転手と同乗者に怪我を負わせた。
5. 11. 15	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年8月、速度違反自動監視装置等により速度超過を記録されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、5. 11. 15 減給10分の1 1ヶ月)
6. 1. 24	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年10月、速度違反自動取締装置により速度超過を記録されたとして処分を受けた事務職員に対する監督責任。(事務職員は、6. 1. 24 減給10分の1 1ヶ月)
6. 1. 24	文書訓告	県立学校 校 長	18歳未満の者に対する不適切な行為により処分を受けた教職員に対する監督責任。(教職員は、6. 1. 24 免職)
6. 2. 13	口頭訓告	県立学校 再任用教育職員 (事故当時校長)	令和5年2月、カーブでスリップして対向車に正面衝突し、相手方3名に全治1週間から131日間の傷害を負わせたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6. 2. 13 減給10分の1 1ヶ月)